

資料４－１

長野電鉄屋代線廃止代替バス『屋代須坂線』等の運行見直しについて

「イオンモール須坂」開業に伴い、付近を運行している長野電鉄屋代線廃止代替バス『屋代須坂線』等の運行見直しを実施するもの

経緯

平成 24 年 4 月から運行を開始した屋代須坂線は、沿線 3 市（長野市、千曲市、須坂市）の依頼を受けて、長電バス（株）及び（有）シンリク観光が運行しています。

今秋の「イオンモール須坂」開業に伴い、公共交通機関を利用した来店促進による周辺の渋滞対策と沿線の利便性向上を図るため、付近を運行している屋代須坂線の運行見直しを実施するものです。

なお、同じく付近を長電バス（株）が運行している須坂屋島線、綿内屋島線の運行見直しも実施されます。

見直し内容

次のような見直しを実施します。

- （１）「イオンモール須坂」停留所の新設
- （２）運行経路の変更及び「須坂長野東 I C」停留所の移設
- （３）運賃表の改定
- （４）運行本数・時刻の変更

	平日	土曜・祝日	日曜
屋代須坂線	30 便 → 30 便	24 便 → 24 便	0 便 → 0 便
須坂屋島線	19 便 → 20 便	13 便 → 17 便	0 便 → 5 便
綿内屋島線	22 便 → 22 便	17 便 → 9 便	0 便 → 0 便

※便数は上下運行本数の合計（区間便を含む）／上記のほかにイオン快速便あり

※詳細については、資料４－２、資料４－３、資料４－４のとおり

実施時期

令和 7 年 9 月 26 日（金曜）

運賃協議分科会

屋代須坂線については、運行開始の経緯から、沿線３市と協議の上で、鉄道運賃を踏襲した他路線とは異なる「協議運賃」による運賃体系を採用しています。

今回の見直しは運賃表の改定を伴うことから、道路運送法第９条第５項に基づいた意見募集を実施後、同法同条第４項に基づいて運賃協議分科会を開催する必要があります。

運行見直し実施までの間にこれらの手続きを進め、結果等については、後日開催される公共交通会議に報告します。